

改善報告書

令和2年7月1日

1. 大学名：サイバー大学

2. 認証評価実施年度：令和元年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4-1

○学則第13条及び教授会規程第4条にある「その他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項」に関し、学長が定め、周知していない点について、学則及び教授会規程の見直しを含め、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目4-1について

学則第13条及び教授会規程第4条に関しては、令和2(2020)年3月25日開催の臨時教授会及び令和2(2020)年3月27日開催の取締役会にて審議し、指摘事項に対する改定を行った。学校教育法第93条第2項第3号に該当する重要な事項として、「教員の人事に関する事項」「学生の表彰に関する事項」「学生の懲戒に関する事項」を学則及び教授会規程に明記し、学長が決定を行うに当たり教授会が意見を述べることを必要とする審議事項の詳細を教授会規程別表1において学長裁定で周知している。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4-1の資料

- 4-1-01 サイバー大学学則
- 4-1-02 サイバー大学教授会規程
- 4-1-03 2019年度 サイバー大学 臨時教授会資料
- 4-1-04 2019年度 サイバー大学 臨時教授会議事録
- 4-1-05 2020年3月度 株式会社サイバー大学 取締役会資料
- 4-1-06 2020年3月度 株式会社サイバー大学 取締役会議事録